

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林保全課	1 単県治山（市町村営）事業 1 単独補助治山事業 2 自然災害復旧事業	市町村が熊本県単独治山事業実施要領に基づき実施する次の事業に要する経費（本工事費及び工事雑費に限る）	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	県地域防災計画箇所に該当するもの 3分の2以内 県地域防災計画箇所以外で市町村地域防災計画に該当するもの 2分の1以内	1 補助金額の変更 2 施行箇所の変更（新設又は廃止を含む） 3 治山ダム工、護岸工、水制工及び流路工の施工位置の変更又は新設、廃止 4 山腹基礎工の新設又は廃止（土留工の数の増減を含む）	無	要	〔実績報告〕事業完了時ただし、繰越を行なう場合は3月31日	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日 ただし、補助金の全額が概算払いにより交付された場合は補助金交付決定年度の翌年度の4月15日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林保全課	2 未来につなぐ森づくり事業 (1)県民みんなによる森づくり活動の支援 ア 団体等による森づくり	① 植栽、下刈り、除間伐、枝打ち、つる切り等の森林整備作業に要する経費 ただし、竹林整備は対象としない。 ② 森林整備作業に必要な歩道の作設及び補修、作業道補修、獣害防護施設の設置及び補修に要する経費 ③ 説明板、案内板、標柱、樹名板の設置及び補修に要する費用 ただし、未来につなぐ森づくり事業実施要領別表に定める実行経費とする。 なお、特定の個人、団体、企業の利益を追求するための取組みでないこと。	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	N P O法人 農林業者の組織する団体 住民等の組織する団体 (ただし、非営利団体で規約等があり、総会が開催されていること。)	資材費等の実行経費の10分の10以内(千円未満切り捨て) ただし、未来につなぐ森づくり事業実施要領別表に定める補助率とする。	①補助金額の増又は30%以上の減 ②施行箇所の変更 ③補助対象活動の新設又は廃止 ④新たな機械・器具の購入(単価が3万円以上のもの)又は新たな委託	無	否	〔事業遂行状況報告〕 知事が報告の必要があると判断して求めたとき 〔実績報告〕 3月31日	〔事業遂行状況報告〕 報告内容に応じて適宜判断する。 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	イ 森林環境教育推進	① 植栽、下刈り、除間伐、枝打ち、つる切り等の森林整備作業の体験活動に要する経費 ② 森林整備作業に必要な歩道の作設及び補修、作業道補修、獣害防護施設の設置及び補修に要する経費 ③ 説明板、案内板、標柱、樹名板の設置及び補修に要する費用 ④ 森林環境学習の実施に要する経費 ただし、未来につなぐ森づくり事業実施要領別表に定める実行経費とする。 なお、特定の個人、団体、企業の利益を追求するための取組みでないこと。		N P O法人 農林業者の組織する団体 住民等の組織する団体 (ただし、非営利団体で規約等があり、総会が開催されていること。) 学校教育法第1条に定める学校 (ただし、大学及び高等専門学校は除く。) 児童福祉法第39条に定める保育所及び第39条の2に定める幼保連携型認定こども園 P T A等(保護者会、緑の少年団育成会を含む。) 児童福祉法第41条に定める児童養護施設 (ただし、学校及び児童養護施設から県施設は除く。)						

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林保全課	(2)森林空間整備	県の森林サービス産業創出事業を実施する森林の機能向上を図るために要する以下の経費 ① 森林整備 ② 路網整備 ③ 標識類整備 ④ 休憩施設 ⑤ 安全防護施設 ⑥ 利便性向上施設	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	県の森林サービス産業創出推進事業の取組実績がある団体	実行経費の10分の10以内(千円未満切り捨て)。ただし、補助事業者ごとに総額200万円を上限とする。	①補助金額の増又は30%以上の減 ②施行箇所の変更 ③補助対象事業の新設又は廃止	無	否	〔事業遂行状況報告〕 知事が報告の必要があると判断して求めたとき 〔実績報告〕 3月31日	〔事業遂行状況報告〕 報告内容に応じて適宜判断する。 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業 主体が異なる場合 はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要 件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林保全課	3 森林・山村地域活性化振興対策事業	地域協議会が活動組織に対して交付する森林・山村地域活性化振興対策交付金に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日までに行われる活動	熊本県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会	(1) 活動推進費 4,700円以内（年間当たり） (2) 地域活動型 (森林資源活用) 15,000円/ha以内（初年度） 14,500円/ha以内（2年目） 14,000円/ha以内（3年目） (3) 地域活動型 (竹林資源活用) 41,500円/ha以内（初年度） 38,000円/ha以内（2年目） 34,500円/ha以内（3年目） (4) 複業実践型 23,800円/ha以内（初年度） 22,000円/ha以内（2年目） 20,200円/ha以内（3年目） (5) 機能強化 100円/m以内 (6) 関係人口創出・維持 6,300円/年	1 県交付金の増 又は30%を超 える減 2 事業内容の主 要な部分の変更 (区分の追加又 は廃止)	有 (第9条第 2項第3号 該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林保全課	4 シカによる森林被害調査・地域対策支援事業	<p>① 林業者によるシカ捕獲技術向上に向けた取組みに要する経費 基礎知識セミナー、わな設置研修会、止め刺し講習会等の開催等に要する経費</p> <p>② I C T導入による効率的な捕獲手法の検証に要する経費 ・モデル地域における捕獲手法の検討に要する経費（箱わなリース・設置、くくりわな購入・設置、囲いわな購入・設置等） ・I C T導入促進・技術向上に要する経費（センサー機器設置・管理、管理・運用講習会の開催、ドローンによる撮影等）</p> <p>ただし、シカによる森林被害調査・地域対策支援事業実施要領別表に定める実行経費とする。</p>	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、森林組合、獵友会及び森林所有者等で構成される地域協議会	・資材費等の実行経費の10分の10以内（千円未満切り捨て）	<p>①補助金額の増又は30%以上の減</p> <p>②施行箇所の変更</p> <p>③補助対象活動の新設又は廃止</p> <p>④新たな機械・器具の購入（単価が3万円以上のもの）又は新たな委託）</p>	無	否	<p>〔事業遂行状況報告〕 知事が報告の必要があると判断して求めたとき</p> <p>〔実績報告〕 3月31日</p>	<p>〔事業遂行状況報告〕 報告内容に応じて適宜判断する。</p> <p>〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日</p>

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林保全課	5 林地崩壊防止事業	「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)により指定された激甚災害により、集落等に隣接する林地に崩壊等が発生し、人命財産等に直接被害を及ぼすおそれがあるもので、保全対象並びに復旧工事の規模等からみて災害関連緊急治山事業等として採択されない箇所に対して、林地の保全上必要な施設を設置し災害の防止を図るために要する経費。 経費は、事業の施行に必要な本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、機械器具費、營繕費、工事雑費の合計額並びに事務雑費とする。	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	4分の3以内	1 补助金額の変更 2 施行箇所の変更（新設又は廃止を含む） 3 治山ダム工、護岸工、水制工及び流路工の施工位置の変更又は新設、廃止 4 山腹基礎工の新設又は廃止（土留工の数の増減を含む）	無	否	〔事業遂行状況報告〕 6月30日 9月30日 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰越を行う場合は 3月31日	〔事業遂行状況報告〕 7月15日 10月15日 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいざれか早い日 ただし、補助金の全額が概算払いにより交付された場合は補助金交付決定年度の翌年度の4月30日